

青森県報

号外第三十五号

令和七年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則二―三一（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則	（事務局）…二
○人事委員会規則六―一九（任期付職員採用等）の一部を改正する規則	（同）…二
○人事委員会規則七―〇（給料等の支給）の一部を改正する規則	（同）…三
○人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則	（同）…三
○人事委員会規則七―三三（失業者の退職手当）の一部を改正する規則	（同）…三
○人事委員会規則七―三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則	（同）…三
○人事委員会規則七―四四（通勤手当）の一部を改正する規則	（同）…四
○人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則	（同）…六
○人事委員会規則七―六〇（福祉業務手当）の一部を改正する規則	（同）…六
○人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則	（同）…六
○人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則	（同）…七

○人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則	（同）…九
○人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を改正する規則	（同）…〇
○人事委員会規則七―九五（地域手当）の一部を改正する規則	（同）…〇
○人事委員会規則七―九八（家畜診療手当）の一部を改正する規則	（同）…二
○人事委員会規則七―一〇六（用地買収交渉等手当）の一部を改正する規則	（同）…二
○人事委員会規則七―一〇九（住居手当）の一部を改正する規則	（同）…二
○人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則	（同）…三
○人事委員会規則七―一二七（公害等調査手当）の一部を改正する規則	（同）…三
○人事委員会規則七―一三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則	（同）…三
○人事委員会規則七―一五九（単身赴任手当）の一部を改正する規則	（同）…四
○人事委員会規則七―一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則	（同）…四
○人事委員会規則七―一六六（扶養手当）の一部を改正する規則	（同）…六
○人事委員会規則七―一七〇（災害応急作業等手当）の一部を改正する規則	（同）…七
○人事委員会規則七―一九四（放射線取扱手当）の一部を改正する規則	（同）…七
○人事委員会規則一二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則	（同）…七
○人事委員会規則一三―一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則	（同）…七

人事委員会

人事委員会規則二―三一（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二―三一（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二―三一（人事委員会事務専決代決規則）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「休暇」を「週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業」に改める。

別表第一中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 事務局局長及び次長の職務に専念する義務の特例第二条第三号から第五号まで及び第八号（家族の看護、消防団活動及び献血に係る職務に専念する義務の免除に關することに限る。）に規定する事項に係る承認に關すること。

別表第一第五号を次のように改める。

五 事務局職員の職務に専念する義務の特例第二条第一号、第二号及び第六号から第八号（家族の看護、消防団活動及び献血に係る職務に専念する義務の免除に關することを除く。）までに規定する事項に係る承認に關すること。

別表第一中第二十七号を第二十八号とし、第十号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げる。

別表第一第九号中「非常勤職員及び臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同号を同表第十号とする。

別表第一第八号の次に次の一号を加える。

九 事務局の会計年度任用職員の採用に關すること。

別表第二第四号を削り、同表第三号中「休暇」を「週休日の振替等、勤務時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業」に改

め、同号を同表第四号とし、同表第二号中「時間外勤務命令」を「時間外勤務及び休日勤務の命令」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二 事務局職員（事務局局長及び次長を除く。）の旅行命令及び旅行復命の受理に關すること。

別表第二中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 事務局職員（事務局局長及び次長を除く。）の職務に専念する義務の特例第二条第三号から第五号まで及び第八号（家族の看護、消防団活動及び献血に係る職務に専念する義務の免除に關することに限る。）に規定する事項に係る承認に關すること。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則六―一九（任期付職員の採用等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則六―一九（任期付職員の採用等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六―一九（任期付職員の採用等）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五項並びに」を削る。

第四条中「特定任期付職員（「及び」をいう。以下同じ。）」を削る。

第五条の前の見出し並びに同条及び第六条を削り、第七条を第五条とする。

第八条中「同規則」を「規則七―三九」に改め、同条を第六条とする。

第九条中「第八条」を「第六条」に、「同規則」を「規則七―三九」に改め、同条を第七条とし、第十条を第八条とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七—〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七—〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会規則七—〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第十三条中「及び第五条第一項」を「、第五条第一項（勤務時間条例第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第八条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七—一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七—一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七—一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一号(3)中「よる勤務」を「基づく勤務時間」に改め、同条第二号中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同条第三号中「中学校及び」の下に「義務教育学校の後期課程並びに」を加え、同号の表小学校の項中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、同表中学校の項中「中学校」の下に「及び義務教育学校の後期課程」を加え、同条第四号(2)中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七—三三（失業者の退職手当）の一部を改正する規則をここに公布

する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七—三三（失業者の退職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七—三三（失業者の退職手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七—三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七—三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会規則七—三八（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の各号」を削り、同項第一号及び第三号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第六条第一号を次のように改める。

一 青森県青森環境管理事務所

第七条中「地域県民局地域健康福祉部」を「児童相談所、保健所」に、「及び精神保健福祉センター」を「又は精神保健福祉センター」に改める。

第八条第一号中「地域県民局地域健康福祉部」を「保健所」に、「及び中学校並びに」を「、中学校又は義務教育学校、」に改め、同条第二号中「地域県民局地域健康福祉部、地域県民局地域農林水産部」を「保健所」に改め、「食肉衛生検査所」の下に「、家畜保健衛生所」を加える。

第九条中「地域県民局地域健康福祉部」を「児童相談所、保健所」に、「及び精神

保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四四（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―四四（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第六条中「新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）及び橋等」を「条例第十条第三項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第八条第一項中「以下」を「次項及び第八条の四第二号において」に改め、同項第一号イ中「第十条第八項」を「第十条第七項」に改める。

第八条の四第一号中「（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（第十条及び第十二条の規定により新幹線鉄道等を利用しその利用に係る特別料金を負担することを常例とする職員にあつては、運賃等相当額に第十三条の規定により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額を加算した額を支給単位期間の月数で除して得た額。以下「一箇月当たりの運賃等の相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額から五万五千円を減じた額の二分の一の額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等の相当額（二以上の普通交通機関等又は新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては「一箇月当たりの運賃等の相当額等」を「一箇月当たりの運賃等相当額等」に改め、同条第三号中「一箇月当たりの運賃等の相当額等」を「一箇月当たりの運賃等相当額等」に改める。」

第九条の二を削る。

第十条中「第十条第四項」を「第十条第三項」に改め、「あるもの」の下に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条及び第十二条 削除

第十三条の見出し中「に係る特別料金等相当額」を「の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額」に改め、同条第一項中「条例第十条第四項に規定する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額」に改め、同条第二項中「第七条及び」を削り、「特別料金等相当額」を「条例第十条第三項第一号に規定する特別料金等相当額（第十九条の二第四項において「特別料金等相当額」という。）」に、「第八条」を「同条」に改め、「の額に相当する」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

第十四条から第十九条までを次のように改める。

第十四条から第十九条まで 削除

第十九条の二第一項中「第四項各号に掲げる」を「第四項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「この条及び」を「この条、第二十条の二第二項第二号及び」に改め、同条第二項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が青森県の休日に関する条例（平成元年三月青森県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 条例第十条第五項の人事委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十条第二項第二号に定める額（第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第二十条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十条第五項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第二十條の二第一項中「第十條第七項」を「第十條第六項」に改め、同條第二項中「普通交通機関等に係る通勤手当又は條例第十條第四項の規定により算出される通勤手当（次条において「新幹線鉄道等に係る通勤手当」という。）に係る條例第十條第七項」を「條例第十條第六項」に改め、同項第一号中「一箇月当たりの運賃等の相当額等（第八條の四第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等の相当額及び條例第十條第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が五万五千元」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円」に改め、同号イ中「若しくは新幹線鉄道等（を「又は新幹線鉄道等（に、「一箇月当たりの運賃等の相当額が五万五千元」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円」に、「又は新幹線鉄道等」を「及び新幹線鉄道等」に、「若しくは新幹線鉄道等」を「及び新幹線鉄道等」に改め、「定期券の運賃等」の下に「及び特別料金等」を加え、同項第二号中「一箇月当たりの運賃等の相当額等が五万五千元」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円」に改め、同号イ中「及びハ」を削り、「通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額」を「十五万円」に、「から支給単位期間」を「から支給単位期間等」に、「若しくは」を「及び」に改め、「払戻金相当額」の下に「の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額」を加え、同号中ロを削り、ハをロとし、同條第三項を削り、同條第四項中「第十條第七項」を「第十條第六項」に、「前二項」を「前項」に改め、「ときは、」の下に「人事委員会の定めるところにより」を加え、同項を同條第三項とする。

第二十條の三第一項中「第十條第八項」を「第十條第七項」に、「新幹線鉄道等又は橋等の」を「又は新幹線鉄道等の」に改め、同項第一号中「認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等」を「認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同号イ中「新幹線鉄道等又は橋等」を「又は新幹線鉄道等」に、「に係る通勤手当又は橋等」を「の利用に係る特別料金等」に、「又は橋等に係る定期券」を「に係る定期券」に、「に係る通勤手当又は当該橋等」を「の利用に係る特別料金等」に改め、同項第二号中「新幹線鉄道等若しくは橋等」を「若しくは新幹線鉄道等」に改め、同條第二項中「新幹線鉄道等又は橋等」を「又は新幹線鉄道等」に改める。

第二十二條の二を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から引き続き職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三月青森県条例第八号）第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第十條第二項第一号に規定する運賃等相当額（同條第四項の規定により運賃等相当額とみなされるものを含む。）を支給単位期間（同條第八項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（改正前の人事委員会規則七―四四（通勤手当）（以下この項において「改正前の規則七―四四」という。）第八條の四第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等（改正前の規則七―四四第六條に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び改正前の給与条例第十條第二項第二号に規定する額（改正前の規則七―四四第八條の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。以下「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）の合計額が十五万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則七―四四第十九條の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

一 普通交通機関等に係る通勤手当、改正前の規則七―四四第二十條の二第二項に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当及び改正前の給与条例第十條第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千元を超える場合のものに限る。）

二 改正前の給与条例第十條第五項第一号に規定する橋等に係る通勤手当

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当（同項第二号に掲げる通勤手当を除く。）を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間の各月において、改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から、当該合計額から五万五千元を減じた額の二分の一の額（その額が二万円を超え、二万円）を五万五千元に加算した額を減じて得た額（一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とする。）

を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。
別表第一の小学校の表中

脇野沢小学校 三 廐 小 学 校
むつ市脇野沢瀬野川目八五の二
東津軽郡外ヶ浜町字三廐桃ヶ丘一
を

脇野沢小学校
むつ市脇野沢瀬野川目八五の二
に、

十和田湖小学校
十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字
樽部四二〇
を

十和田湖小学校 三 廐 小 学 校
十和田市大字奥瀬字十和田湖畔字
樽部四二〇
東津軽郡外ヶ浜町字三廐下平五の
に改める。

別表第一の共同調理場の表中

南通地区学校給食共同調理場
西通学校給食センター
むつ市大字奥内字江豚沢一の二
むつ市川内町休所五の一
を

「西通学校給食センター」
むつ市川内町休所五の一
に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六〇（福祉業務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―六〇（福祉業務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六〇（福祉業務手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局、福祉事務所、」を削り、「あすなる療育福祉センター、さ
わらび療育福祉センター及び子ども自立センターみらい」を「子ども自立センターみ
らい、福祉事務所、あすなる療育福祉センター及びさわらび療育福祉センター」に改
める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「条例第九条の二第二項の人事委員会規則で定める」を「人
事委員会規則七―九五（地域手当）の一部を改正する規則（令和七年三月三十一日公

布)による改正前の人事委員会規則七一九五(地域手当)(以下この項において「旧規則七一九五」という。)別表に掲げる」に改め、「(同項の人事委員会規則で定める公署を除く。)」を削り、「条例第九条の二の規定による」を「旧規則七一九五第三条の規定により」に、「される地域」を「されていた地域」に改め、「(当該級地が一級地、二級地、三級地又は四級地とされる公署を除く。)」若しくは当該級地が五級地、六級地若しくは七級地とされる公署」を削り、同項第四号中「条例第九条の二の規定による」を「旧規則七一九五第三条の規定により」に、「される地域」を「されていた地域」に改め、「(当該級地が一級地、二級地又は三級地とされる公署を除く。)」又は当該級地が四級地とされる公署」を削り、同項第五号中「条例第九条の二の規定による」を「旧規則七一九五第三条の規定により」に、「される地域」を「されていた地域」に改め、「又は当該級地が一級地、二級地若しくは三級地とされる公署」を削る。

第三条第二号中「十六年」を「三十六年」に改める。

第五條中「（第三條第二号及び前條第三号に規定する職員にあつては、十五年。以下同じ。）」を削る。

第六條第一項中「第二條第一項又は第二項に規定する職を占める職員にあつては」及び「同條第三項に規定する職を占める職員にあつては十五年」を削る。

[illegible]

改める。

附
則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥崎栄一

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。
別表第一知事の事務部局の項を次のように改める。

別表第一知事の事務局の項を次のように改める。

組 織	知事の事務部局
職	本庁部長 危機管理局長 国スポ・障スポ局長 会計管理者
三類	本庁理事 東京事務所長
四類	本庁部次長 水産局長 危機管理局次長 国スポ・障スポ局次長 出納局次長
五類	参事 保健医療対策監 危機管理統括監 東京事務所次長
区 分	二類

地域連携事務所長 福祉事務所長（区分六類のものを除く。） 美術館副館長 農林水産事務所長（区分六類のものを除く。） 県土整備事務所長（区分六類のものを除く。）	本庁課長 知事公室長 本庁室長 県税事務所長 児童相談所長 子ども自立センターみらい所長 環境管理事務所長（職務の級行政職給料表七級のものに限り。） 保健所長 福祉事務所長（職務の級行政職給料表七級のものに限り。） 衛生研究所長 動物愛護センター所長 食肉衛生検査所長 あすなろ療育福祉センター所長 あすなろ療育福祉センター生活支援部長 あすなろ療育福祉センター診療部長 さわらび療育福祉センター所長 さわらび療育福祉センター生活支援部長 さわらび療育福祉センター診療部長 精神保健福祉センター所長 高等技術専門校長（区分八類のものを除く。） 八戸工科学院長 県外情報センター所長 農林水産事務所長（職務の級行政職給料表七級のものに限り。） 農林水産事務所家畜保健衛生所長（職務の級医療職給料表（二）七級のものに限り。）	六類
---	---	----

営農大学校長 県土整備事務所長（職務の級行政職給料表七級のものに限り。） 県土整備事務所港管理所長（職務の級行政職給料表七級のものに限り。） 西北県土整備事務所鯹ヶ沢道路河川事業所長 青森空港管理事務所長 消防学校長 総括副参事 IT専門監 航空推進監 防災調整監 消防力向上推進監 農林水産事務所次長（職務の級行政職給料表七級のものに限り。） 県土整備事務所次長（職務の級行政職給料表七級のものに限り。） 環境管理事務所長（区分六類のものを除く。） 障がい者相談センター所長 高等技術専門校長（職務の級行政職給料表六級のものに限り。） 障がい者職業訓練校長 農林水産事務所家畜保健衛生所長（区分六類のものを除く。） 農林水産事務所水産事務所長 県土整備事務所港管理所長（区分六類のものを除く。） 原子力センター所長	本庁課長代理 副参事 土木工事検査監 建築工事検査監 県境再生対策監	七類
八類	九類	

		津波防災地域づくり推進監 津軽港利用促進監 県税事務所次長 中央児童相談所次長 保健所次長 福祉事務所次長 衛生研究所次長 食肉衛生検査所次長 食肉衛生検査所支所長 精神保健福祉センター次長 精神保健医長 高等技術専門校教頭（職務の級行政職給料表六級の ものに限る。） 生涯職業能力開発推進監 八戸工科学院副学院長 県外情報センター次長 美術統括監 農林水産事務所次長（区分七類のものを除く。） 農林水産事務所農業普及振興室長 農林水産事務所水産事務所副所長（職務の級行政 職給料表六級のものに限る。） 畜産推進監 林務調整監 農村整備調整監 営農大学校教頭 県土整備事務所次長（区分七類のものを除く。） 駒込ダム建設推進監 むつ南・白糠バイパス整備推進監 青森空港管理事務所次長 消防学校副校長 原子力センター次長 病虫害防除所長
		十類

同表労働委員会の事務部局の項を次のように改める。

労働委員会の事 務部局		
事務局次長	事務局長	四類
副参事		九類

同表教育委員会の事務部局の項中「郷土館長」を「郷土館長
三内丸山遺跡センター所長」に
改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「定年前再任用短時間勤務職員」という。の下に「及び任期
付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員」を加え、同項第一号中「百分
の二百五」を「百分の三百七・五」に、「百分の二百四十五」を「百分の三百六十
七・五」に改める。
第十四条の二の二中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第十四条の四とする。
第十四条の二の次に次の一条を加える。
第十四条の三 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員の成績率
は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範
囲内において、任命権者が定めるものとする。
一 直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員
百分の八十五以上百分の二百五十五以下

二 直近の人事評価の結果が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の結果が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の人事委員会の定める職員を除く。）の七十七・五

三 直近の人事評価の結果が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事委員会の定める職員 百分の七十一以下

2 第十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「同項第一号から第三号まで」とあるのは、「同項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八三（衛生検査手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局、衛生研究所」を「青森県青森環境管理事務所、衛生研究所、青森県上北農林水産事務所」に、「上北地域県民局地域農林水産部」を「青森県上北農林水産事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―九五（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―九五（地域手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―九五（地域手当）の一部を次のように改正する。

別表北海道札幌市の項中「七級地」を「五級地」に改め、同表宮城県多賀城市の項中「五級地」を「四級地」に改め、同表宮城県仙台市の項中「六級地」を「四級地」に改め、同表福岡県福岡市の項中「五級地」を「四級地」に改め、同表備考中「支給地域欄」を「地域欄」に、「平成二十七年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当）

2 令和十年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第九条の二第一項の人事委員会規則で定める地域は、改正後の人事委員会規則七―九五（地域手当）第二条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三月青森県条例第八号。次項において「令和七年改正条例」という。）附則第五項前段の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項前段の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- 一 二十パーセント級地 百分の二十
- 二 十六パーセント級地 百分の十六
- 三 十五パーセント級地 百分の十五
- 四 十四パーセント級地 百分の十四
- 五 十三パーセント級地 百分の十三
- 六 十二パーセント級地 百分の十二
- 七 十一パーセント級地 百分の十一
- 八 十パーセント級地 百分の十
- 九 九パーセント級地 百分の九
- 十 八パーセント級地 百分の八
- 十一 七パーセント級地 百分の七
- 十二 六パーセント級地 百分の六

- 十三 五パーセント級地 百分の五
十四 四パーセント級地 百分の四
十五 三パーセント級地 百分の三
十六 二パーセント級地 百分の二
十七 一パーセント級地 百分の一
- 4 令和七年改正条例附則第五項前段の地域手当の級地は、附則別表に定めるとおりとする。

(雑則)

- 5 前三項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表 (附則第二項及び第四項関係)

地 域	級 地
北海道札幌市	三パーセント級地
宮城県多賀城市	九パーセント級地
宮城県仙台市	七パーセント級地
東京都特別区	二十パーセント級地
愛知県名古屋市	十四パーセント級地
大阪府大阪市	十六パーセント級地
福岡県福岡市	九パーセント級地
人事委員会のでめる地域	人事委員会のでめる級地

備考 この表の地域欄に掲げる名称は、令和七年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更に
よって影響されるものではない。

人事委員会規則七―九八 (家畜診療手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―九八 (家畜診療手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七―九八 (家畜診療手当) の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局に」を「農林水産事務所に」に、「地域県民局の地域農林水産部」を「農林水産事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一〇六 (用地買収交渉等手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一〇六 (用地買収交渉等手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一〇六 (用地買収交渉等手当) の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 農林水産事務所

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 県土整備事務所

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一〇九 (住居手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一〇九 (住居手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一〇九（住居手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「条例第八条に規定する扶養親族で同条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第八条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第四条中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「同条第一項各号に掲げる者であつた者から引き続き」を「新たに」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員」及び「又は採用」を削る。

第五条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができるときとして人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第六条第一項中「よる届出」の下に「（同条第三項の規定により届出をしたものとみなされる場合を含む。以下同じ。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合においても、同様とする。

第八条第一項中「欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。
別表第二中「上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所」を「青森県上北県土整備事務所むつ小川原港管理所」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一一七（公害等調査手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一一七（公害等調査手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一一七（公害等調査手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「地域県民局若しくは」を「環境管理事務所若しくは」に、「地域県民局の環境管理部」を「環境管理事務所」に改め、同条第二号中「地域県民局に」を「環境管理事務所に」に、「地域県民局の環境管理部」を「環境管理事務所」に改める。

第三条第一号中「本庁環境保全課」を「本庁環境政策課」に、「地域県民局の環境管理部」を「環境管理事務所」に改め、同条第二号中「本庁環境政策課若しくは本庁環境保全課」を「本庁資源循環推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則

別表第一 教育職給料表(二)の適用を受ける者 (第4条関係)

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号	給				
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の 職員	1から	4まで	2,000 円	2,100 円	4,900 円	7,400 円
	5から	8まで	2,000	2,300	5,100	7,500
	9から	12まで	2,100	2,400	5,200	7,600
	13から	16まで	2,200	2,500	5,400	7,700
	17から	20まで	2,300	2,600	5,500	7,900
	21から	24まで	2,400	2,800	5,700	8,000
	25から	28まで	2,600	2,900	5,900	
	29から	32まで	2,700	3,000	6,000	
	33から	36まで	2,800	3,200	6,100	
	37から	40まで	2,900	3,300	6,300	
	41から	44まで	3,100	3,500	6,400	
	45から	48まで	3,200	3,700	6,600	
	49から	52まで	3,300	3,800	6,800	
	53から	56まで	3,400	4,100	6,900	
	57から	60まで	3,500	4,300	7,000	
	61から	64まで	3,600	4,500	7,100	
	65から	68まで	3,700	4,800	7,200	
	69から	72まで	3,800	4,900	7,300	
	73から	76まで	3,900	5,100	7,400	
	77から	80まで	4,000	5,300	7,500	
	81から	84まで	4,100	5,400	7,500	
	85から	88まで	4,100	5,500		
	89から	92まで	4,200	5,600		
	93から	96まで	4,300	5,800		
	97から	100まで	4,400	5,900		
	101から	104まで	4,400	6,100		
	105から	108まで	4,500	6,200		
	109から	112まで	4,500	6,300		
	113から	116まで	4,600	6,400		
	117から	120まで	4,700	6,500		
	121から	124まで	4,700	6,600		
	125から	128まで	4,800	6,700		
	129から	132まで		6,800		
	133から	144まで		6,900		
	145から	148まで		7,000		
	149			7,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職員			3,200	3,800	5,100	6,400

人事委員会規則七―一三三（義務教育等教員特別手当）の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者 (第4条関係)

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号	給				
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の 職員	1から	4まで	2,000 円	2,500 円	5,700 円	7,400 円
	5から	8まで	2,000	2,600	5,900	7,500
	9から	12まで	2,100	2,800	6,000	7,600
	13から	16まで	2,200	2,900	6,100	7,700
	17から	20まで	2,300	3,000	6,300	7,900
	21から	24まで	2,400	3,200	6,400	8,000
	25から	28まで	2,600	3,300	6,600	
	29から	32まで	2,700	3,500	6,800	
	33から	36まで	2,800	3,700	6,900	
	37から	40まで	2,900	3,800	7,000	
	41から	44まで	3,100	4,100	7,100	
	45から	48まで	3,200	4,300	7,200	
	49から	52まで	3,300	4,500	7,300	
	53から	56まで	3,400	4,800	7,400	
	57から	60まで	3,500	4,900	7,500	
	61から	64まで	3,600	5,100	7,500	
	65から	68まで	3,700	5,300		
	69から	72まで	3,800	5,400		
	73から	76まで	3,900	5,500		
	77から	80まで	4,000	5,600		
	81から	84まで	4,100	5,800		
	85から	88まで	4,100	5,900		
	89から	92まで	4,200	6,100		
	93から	96まで	4,300	6,200		
	97から	100まで	4,400	6,300		
	101から	104まで	4,400	6,400		
	105から	108まで	4,500	6,500		
	109から	112まで	4,500	6,600		
	113から	116まで	4,600	6,700		
	117から	120まで	4,700	6,800		
	121から	124まで	4,700	6,900		
	125から	128まで	4,800	6,900		
	129から	132まで	4,900	6,900		
	133から	136まで	4,900	7,000		
	137から	140まで	4,900	7,100		
	141から	144まで	5,000			
	145から	153まで	5,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職員			3,200	3,800	5,100	6,400

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一五九（単身赴任手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一五九（単身赴任手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一五九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三項」を削り、同条第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第五条第一項を次のように改める。

条例第十条の二第三項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情とする。

第五条第二項を削り、同条第三項第一号中「次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣からの職務への復帰（以下「派遣からの職務復帰」に、「当該事由発生」を「当該派遣からの職務復帰」に改め、同号アからウまでを削り、同項第七号中「第一項各号に掲げる者であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「事由発生」を「派遣からの職務復帰」に改め、「と」の下に「「第二条」とあるのを「前項」と、」を加え、同項を同条第二項とする。

第七条第一項中「以下」の下に「第三項及び次条において」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第八条第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第九条第一項中「欠くに至った日」の下に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の人事委員会規則七一五九（単身赴任手当）第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（人事委員会規則七一〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則の一部改正）

3 人事委員会規則七一〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則（令和五年三月二十九日公布）の一部を次のように改正する。

附則中第八項から第十項までを削り、第十一項を第八項とし、第十二項を第九項とし、第十三項を第十項とする。

人事委員会規則七一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条第一項中「。以下この条において同じ」を削り、同条を第五条とし、同条の前に次の一条を加える。

第四条 次に掲げる場合には、条例第十六条の二第一項第二号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同号の勤務は、同項第一号の勤務とみなす。

一条例第十六条の二第一項第一号の勤務をした後、引き続き同項第二号の勤務をした場合

二二 条例第十六条の二第二項第二号の勤務をした後、引き続き同項第一号の勤務をした場合

第三条を削る。

第二条の前の見出しを削り、同条第一項第一号中「管理監督職員を」を「職を占める職員を」に改め、同項第三号中「任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」を「特定任期付職員」に、「当該職員」を「当該特定任期付職員」に改め、「又は」の下に「同条第四項（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。）第十六条（育児休業条例第四十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第三号において同じ。）の規定による」を加え、同号ア中「第七条第三項（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。）第十六条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を「第七条第四項」に改め、同項第四号中「又は」の下に「同条第六項（育児休業条例第十五条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第四号において同じ。）の規定による」を加え、同号ア中「第五条第四項（育児休業条例第十五条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を「第五条第六項」に改め、同条第二項を次のように改める。

条例第十六条の第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会の定める額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る規則七―六七第二条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

- | | | |
|---|--------|-------|
| ア | 一類及び二類 | 六千円 |
| イ | 三類 | 五千五百円 |
| ウ | 四類 | 五千円 |
| エ | 五類 | 四千五百円 |
| オ | 六類 | 四千三百円 |

力	七類	三千八百円
キ	八類	三千五百円

ク 八類の二、九類、九類の二及び十類 三千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る規則七―六七第二条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一類及び二類 五千五百円

イ 三類 五千円

ウ 四類 四千五百円

工五類四千円

才六類三千八百円

力 七類 三千三百円

キ
八類
三千円

ク 八類の二、九類、九類の二及び十類 二千五百円

三 特定任期付職員 次に掲げる当該特定任期付職員が受ける任期付職員条例第七条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第七条第四項の規定による給料月額

六千円

イ 五号給 五千円

ウ 二号給から四号給まで 四千三百円

工 一 号 給 三 千 五 百 円

四 任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第六項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 六号給及び任期付研究員条例第五条第六項の規定による給料月額 六千円

イ 四号給及び五号給 五千円

ウ 二号給及び三号給 四千三百円

工 一 号 給 三 千 五 百 円

第二条を第三条とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第二條 條例第十六條の二第二項の人事委員會規則で定める勤務は、次に掲げる勤務

とする。

一条例第十六条の二第一項各号に掲げる勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務（次号に掲げる勤務を除く。）

二 任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員の勤務

附則第二項中「第二条第一項及び第三条第一項」を「第三条」に、「第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号」を「同条第一項第一号及び第二項第一号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 令和七年四月一日から施行する。

（人事委員会規則七―〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則の一部改正）

2 人事委員会規則七―〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則（令和五年三月二十九日公布）の一部を次のように改める。

附則第十一項中「第二条第一項及び第三条第一項」を「第三条」に改める。

人事委員会規則七―一六六（扶養手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一六六（扶養手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一六六（扶養手当）の一部を次のように改正する。

第一条中「（いう。）」の下に「第八条第一項、第三項及び第五項並びに」を加え、「必要な」を「必要な」に改める。

第二条第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第三条第一項を次のように改める。

新たに条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた

者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができるときとして人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第四条第一項中「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、「前条に規定する届出」を「前条第一項の規定による届出（同条第二項の規定により届出をしたものとみなされる場合を含む。以下同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第三項に規定する場合についても、同様とする。

第四条第二項中「事項を」の下に「人事委員会が定める様式の」を加える。

第六条を第七条とする。

第五条中「前条第三項」を「第四条第三項」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（支給の始期及び終期）

第五条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（令和七年改正条例附則第四項の規定が適用される間の読替え）

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第一条の二中「条例第

八条第一項の」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三月青森県条例第八号）附則第四項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第八条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の九級以上に相当する職員として」と、第二条、第二条の二、第三条第一項、第五条第一項及び第六条中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三月青森県条例第八号）附則第四項の規定により読み替えられた条例第八号第一項に規定する職務の級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第一条の二及び第二条の二に規定する職員とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一七〇（災害応急作業等手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一七〇（災害応急作業等手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一七〇（災害応急作業等手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 農林水産事務所

第二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 県土整備事務所

第二条第二項中「地域県民局の地域整備部」を「県土整備事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一九四（放射線取扱手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一九四（放射線取扱手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一九四（放射線取扱手当）の一部を次のように改正する。
第二条中「、地域県民局」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「、地域県民局長（規則七―六七の規定による管理職手当の区分が四類のものを除く。）」及び「、水産局長」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三―一八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する
規則

人事委員会規則二三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号ア中「第六条の三第二項」を「第六条の三」に改める。

第六条の三第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第六条の五第一項第四号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

第六条の十一第二項第二号中「、勤務時間条例第八条の四第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を削る。

第十二条第一項第十五号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭